

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年11月26日（平成27年（行情）諮問第705号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第531号）

事件名：「特別な秘密保全の措置について（通達）」の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特別な秘密保全の措置について（通達）（統幕運1第771号。26.12.10）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月6日付け防官文第10858号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。
- (6) 原処分で一部不開示とされた部分につき、何頁の何行目から何行目までというような具体的な特定を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、「統幕運1第771号。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法10条2項を適用して平成27年7月6日まで開示決定等の期限の延長を行い、同日付け防官文第10858号により本件対象文書について一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

## 2 法5条の該当性について

本件対象文書中、写し送付先の一部、別紙の各項目（6を除く。）のそれぞれ一部及び付紙の2項の一部については、特別な秘密保全を必要とする対象に係る情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集整理に関する自衛隊の活動状況、態勢、方法、計画又はその能力が推察され、防衛省・自衛隊の情報関心が明らかになり、以後の部隊運用に支障が生じる等、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため原処分において不開示とした。

## 3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書である。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必

要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式ではない。

なお、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (5) 異議申立人は、「何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立に支障が生じる」として、原処分における不開示部分の更なる特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は行政文書開示決定通知書により内容的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

- (6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| ①平成27年11月26日 | 諮問の受理                |
| ②同日          | 諮問庁から理由説明書を收受        |
| ③同年12月9日     | 審議                   |
| ④平成28年1月5日   | 異議申立人から意見書1及び意見書2を收受 |
| ⑤同年10月26日    | 本件対象文書の見分及び審議        |
| ⑥同年11月17日    | 審議                   |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、統合幕僚監部における特別な秘密保全の措置を定めた通達であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は

原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) まず、当審査会において本件対象文書を見分し、開示実施文書で不開示とされていた付紙の2項(3)の表中の一部を確認したところ、当該部分は他の開示部分から容易に推察できる内容であることが認められた。そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、当該部分を開示するとのことであるから、当審査会においては当該部分の不開示情報該当性については判断しない。

(2) 以上を前提として検討すると、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分には、特別な秘密保全を必要とする対象に係る情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、防衛省・自衛隊の情報の収集整理に関する自衛隊の活動内容、態勢、方法又はその能力が推察され、防衛省・自衛隊の情報関心が明らかになり、以後の部隊運用に支障が生じるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

## (第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子